

議案第 72 号

町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、次のとおり盛岡市の区域内の町の区域の新設及び変更をするとともに、字の区域の変更及び廃止をするものとする。

平成22年 6 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 町の区域の新設

新設する町の名称	新設する町の区域に編入する現行の町又は字の区域
本宮五丁目	本宮字谷地の全部並びに本宮字久保筋，字小幅，字宮沢，字小屋敷，字松幅，字荒屋，下太田谷地及び杉田の各一部
本宮六丁目	本宮字小幅，字鬼柳，字稲荷，字熊堂及び字宮沢の各一部
本宮七丁目	本宮字鬼柳，字野古，字稲荷及び字熊堂の各一部
向中野三丁目	本宮字野古，字稲荷，字熊堂及び字泉屋敷の各一部，向中野字千刈田及び字八日市場の各一部，下鹿妻字北の一部並びに飯岡新田 1 地割及び 2 地割の各一部
向中野四丁目	南仙北一丁目の一部並びに向中野字中島，字五合田，字石川町，字才川及び字鶴子の各一部
向中野五丁目	向中野字向中野，字才川，字野原及び字細谷地の各一部並びに飯岡新田 2 地割の一部
向中野六丁目	向中野字石川町及び字鶴子の各一部
向中野七丁目	向中野字石川町，字才川，字野原，字細谷地及び字道明の各一部並びに飯岡新田 2 地割，4 地割及び 5 地割の各一部
北飯岡一丁目	下鹿妻字北の一部及び飯岡新田 1 地割から 3 地割までの各一部
北飯岡二丁目	向中野字野原の一部及び飯岡新田 2 地割から 4 地割までの各一部
北飯岡三丁目	向中野字道明の一部並びに飯岡新田 4 地割，5 地割及び 8 地割の各一部
北飯岡四丁目	飯岡新田 3 地割，4 地割及び 8 地割の各一部

2 町の区域の変更

区域を変更する 現行の町の名称	区域を変更する現行の町の区域に編入する現行の字の区域

西仙北二丁目	向中野字中島及び字五合田の各一部
本宮二丁目	本宮字泉屋敷の一部並びに向中野字千刈田及び字八日市場の各一部
本宮三丁目	本宮字熊堂、字宮沢、字小屋敷、字松幅、字蛇屋敷、字平藤、字荒屋及び字林古の各一部
本宮四丁目	本宮字稲荷、字熊堂、字泉屋敷及び字宮沢の各一部並びに向中野字千刈田の一部
向中野一丁目	向中野字向中野、字台太郎、字中島、字五合田及び字才川の各一部
向中野二丁目	本宮字泉屋敷の一部、向中野字千刈田、字八日市場、字向中野、字台太郎及び字才川の各一部並びに飯岡新田2地割の一部

区域を変更する 現行の町の名称	区域を変更する現行の町の区域が編入される町の区域
南仙北一丁目	向中野四丁目の一部

### 3 字の区域の変更

区域を変更する 現行の字の区域	区域を変更する現行の字の区域が編入される町の区域
本宮字久保筋の一部	本宮五丁目の一部
本宮字小幅の一部	本宮五丁目及び本宮六丁目の各一部
本宮字鬼柳の一部	本宮六丁目及び本宮七丁目の各一部
本宮字野古の一部	本宮七丁目及び向中野三丁目の各一部
本宮字松幅の一部	本宮三丁目及び本宮五丁目の各一部
本宮字蛇屋敷の一部	本宮三丁目の一部
本宮字平藤の一部	本宮三丁目の一部
本宮字荒屋の一部	本宮三丁目及び本宮五丁目の各一部
本宮字林古の一部	本宮三丁目の一部
向中野字才川の一部	向中野一丁目、向中野二丁目、向中野四丁目、向中野五丁目及び向中野七丁目の各一部
向中野字中島の一部	西仙北二丁目、向中野一丁目及び向中野四丁目の各一部
向中野字石川町の一部	向中野四丁目、向中野六丁目及び向中野七丁目の各一部
向中野字細谷地の一部	向中野五丁目及び向中野七丁目の各一部
向中野字道明の一部	向中野七丁目及び北飯岡三丁目の各一部
向中野字鶴子の一部	向中野四丁目及び向中野六丁目の各一部

下鹿妻字北の一部	向中野三丁目及び北飯岡一丁目の各一部
下太田谷地の一部	本宮五丁目の一部
下太田杉田の一部	本宮五丁目の一部
飯岡新田1地割の一部	向中野三丁目及び北飯岡一丁目の各一部
飯岡新田3地割の一部	北飯岡一丁目、北飯岡二丁目及び北飯岡四丁目の各一部
飯岡新田4地割の一部	向中野七丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目の各一部
飯岡新田5地割の一部	向中野七丁目及び北飯岡三丁目の各一部
飯岡新田8地割の一部	北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目の各一部

#### 4 字の区域の廃止

廃止する 現行の字の名称	廃止する現行の字の区域が編入される町の区域
本宮字稲荷	本宮四丁目、本宮六丁目、本宮七丁目及び向中野三丁目の各一部
本宮字熊堂	本宮三丁目、本宮四丁目、本宮六丁目、本宮七丁目及び向中野三丁目の各一部
本宮字泉屋敷	本宮二丁目、本宮四丁目、向中野二丁目及び向中野三丁目の各一部
本宮字宮沢	本宮三丁目、本宮四丁目、本宮五丁目及び本宮六丁目の各一部
本宮字小屋敷	本宮三丁目及び本宮五丁目の各一部
本宮字谷地	本宮五丁目の一部
向中野字千刈田	本宮二丁目、本宮四丁目、向中野二丁目及び向中野三丁目の各一部
向中野字八日市場	本宮二丁目、向中野二丁目及び向中野三丁目の各一部
向中野字向中野	向中野一丁目、向中野二丁目及び向中野五丁目の各一部
向中野字台太郎	向中野一丁目及び向中野二丁目の各一部
向中野字五合田	西仙北二丁目、向中野一丁目及び向中野四丁目の各一部
向中野字野原	向中野五丁目、向中野七丁目及び北飯岡二丁目の各一部
飯岡新田2地割	向中野二丁目、向中野三丁目、向中野五丁目、向中野七丁目、北飯岡一丁目及び北飯岡二丁目の各一部

#### 5 新設し、又は変更する町及び変更し、又は廃止する字の区域

別図1に示す町及び字の区域並びにその名称を別図2に示すとおり変更する。

##### 提案理由

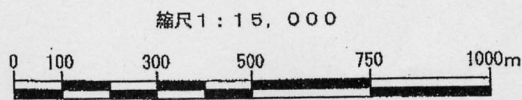
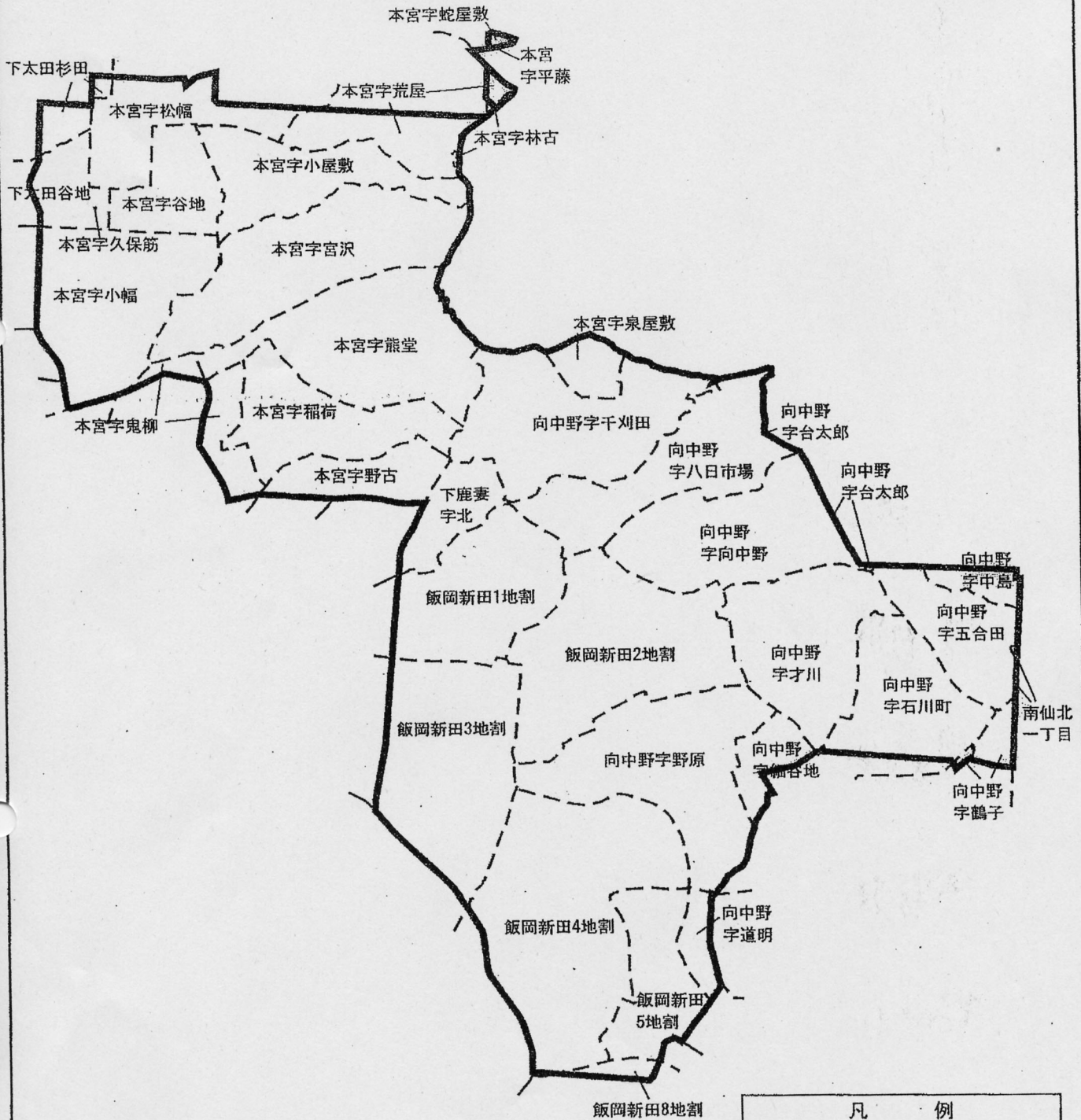
盛岡広域都市計画事業盛岡南地区土地区画整理事業の施行により土地の区画形質が変更されたこ





盛岡南地区住居表示整備事業  
現行字界図

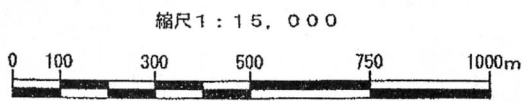
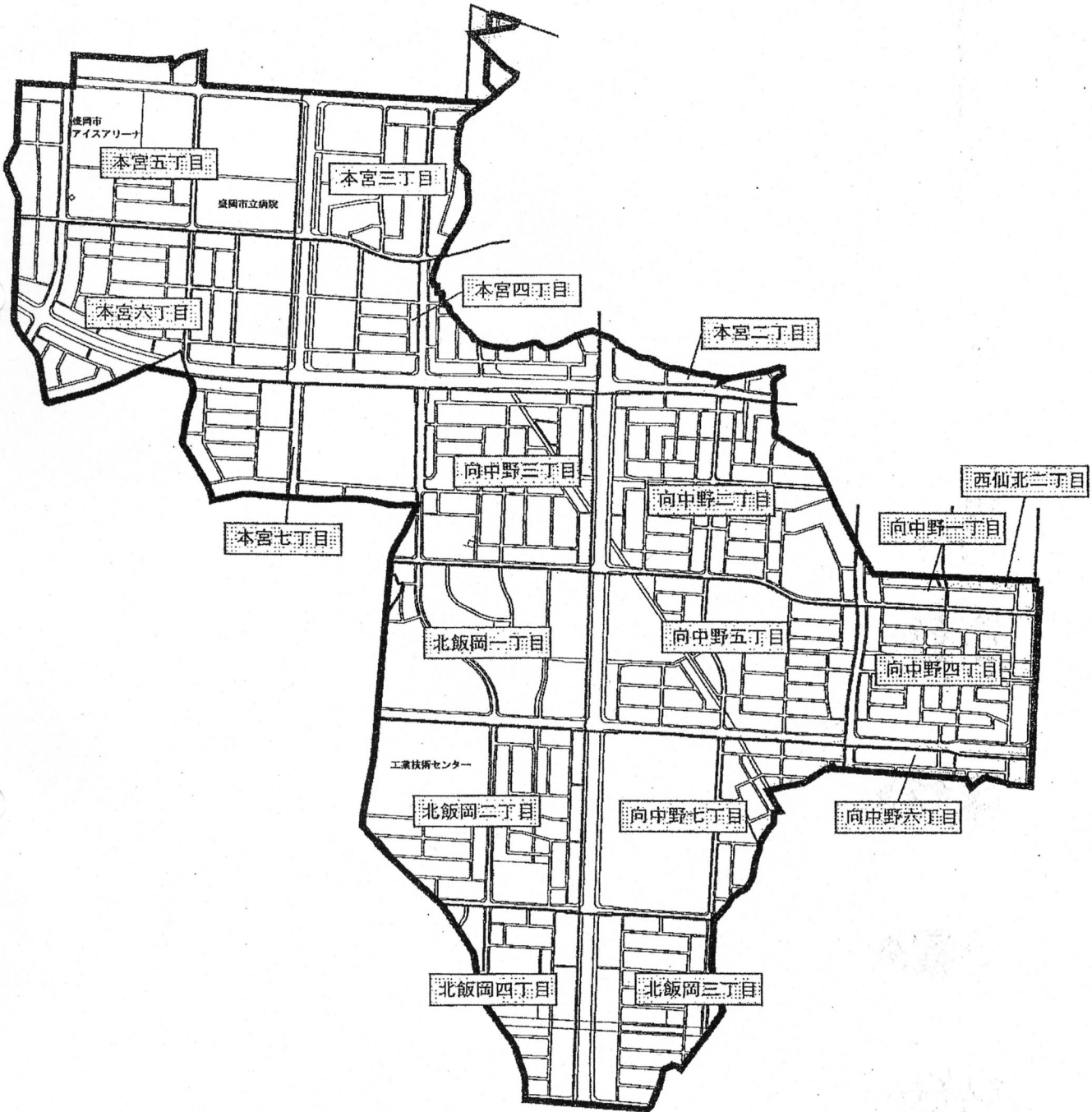
別図1



凡 例	
	実施区域
	(現行)町字界
本宮字松幅	(現行)町字名

盛岡南地区住居表示整備事業  
新町字界図

別図2



凡 例	
	実施区域
	(新)町字界
	(新)町字名